

徳島県告示第208号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定に基づき包括外部監査契約を締結したので、同条第6項の規定により次のとおり告示する。

令和8年4月14日

徳島県知事 後藤 田 正 純

- 1 包括外部監査契約の期間の始期
令和8年4月1日
- 2 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法
基本費用の額と執務費用及び実費の額とを合算する。
- 3 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所
氏名 生長 拓也
住所 徳島市福島一丁目7番13—5—504号
- 4 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法
監査の結果に関する報告提出後に一括払とする。ただし、必要があると認めるときは、概算払をすることができる。